

長瀬小学校特認校推進委員会会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、長瀬小学校特認校推進委員会と称す。

（目 的）

第2条 本会は、長瀬小学校の小規模特認校制度の趣旨を推進するとともに、長瀬小学校の児童減少による学校運営や長瀬地域とのかかわりについて検討することを目的とする。

（組 織）

第3条 本会は、長瀬小学校保護者・長瀬保育所保護者会会長・職員、長瀬地区区役員、学校評議員、各種団体役員、長瀬小学校役員経験者ならびに本会の趣旨に賛同する長瀬地域住民及び関係者をもって構成する。

2 本会は、次の三つの推進部会と協議機関を置き、事業の推進を図るものとする。

（1）広報部会

（2）企画部会

（3）渉外部会

（4）協議機関は協議委員より構成する。

（1） 推進部会は、長瀬小学校保護者・教職員ならびに賛同するものより構成する。

（2） 協議委員は、長瀬地区区役員、学校評議員、各種団体役員、長瀬小学校役員経験者ならびに本会の趣旨に賛同する長瀬地域住民及び関係者をもって構成する。

（役 員）

第4条 本会に次の役員を置く。

（1） 会 長 1名

（2） 副 会 長 2名 （育友会会長、保護者会会長）

（3） 事 務 局（会計兼務）2名 （教頭、育友会副会長）

（4） 本 部 委 員 若干名 （会長が任命する。）

（5） 顧 問 若干名 （地区選出議員、両区区長、校長、保育所長）

2 役員を選出は次の方法による。

（1） 会長は、育友会本部より委嘱する。但し、育友会々員に限らない。

（2） 副会長・事務局・委員・顧問は、第1項により選出し会長が任命する。

（役員の仕事）

第5条 会長は、本会を統括し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 事務局は、本会の運営に必要な事務を行う。

4 会計は、本会の会計事務を行う。

5 本部委員は、各部会などの事務推進に務める。

- 6 協議委員は、地域及び行政への要請を行う。
- 7 顧問は、会長の求めに応じて本会の運営に関し助言をする。

(役員 の 任期)

第6条 役員 の 任期 は 1 年 と する。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

(会 議)

第7条 本 会 の 会 議 は、推 進 委 員 会 ・ 本 部 役 員 会 ・ 部 会 と し、必 要 に 応 じ 推 進 委 員 会 ・ 本 部 役 員 会 は 会 長 が 招 集 し、部 会 は 本 部 が 招 集 す る。

- 2 推 進 委 員 会 の 議 長 は 会 長 が 委 嘱 す る。本 部 役 員 会 は 副 会 長 が、部 会 は 本 部 役 員 が 務 め る。

(助 言)

第8条 本 部 役 員 は、会 議 に お い て 必 要 が あ る 場 合 は、協 議 委 員 に 助 言 及 び 情 報 の 提 供 を 受 け る こ と が で き る。

(事 務 局)

第9条 本 会 の 事 務 局 は、長 瀬 小 学 校 (名 張 市 長 瀬 1418 番 地) に 置 く。

(会 計)

第10条 本 会 の 会 計 は、助 成 金 ・ 委 託 金 ・ 寄 付 金 ・ そ の 他 の 収 入 を も っ て 充 て る。

- 2 本 会 の 会 計 年 度 は、毎 年 4 月 1 日 に 始 ま り 翌 年 3 月 31 日 に 終 わ る。

(雑 則)

第11条 本 会 則 に 定 め る も の の ほ か 必 要 な も の は、本 部 役 員 会 で 審 議 し 必 要 に 応 じ て 推 進 委 員 会 に 図 る。

附 則

こ の 会 則 は、平 成 16 年 4 月 2 4 日 よ り 施 行 す る。